

事 務 連 絡  
令和7年9月11日

都道府県財政担当課  
指定都市財政担当課  
都道府県市区町村担当課  
関係市区町村財政担当課

御中

総務省自治財政局地方債課

公営競技納付金の納付に関する規則に定める累積赤字の額について(照会)

公営競技納付金の納付に関する規則(昭和45年自治省令第11号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する累積赤字の額の算定において、同条同号ロ及びハに規定する金額については、総務大臣が認める額とされており、該当すると見込まれる団体は、申請が必要となりますので、下記のとおり必要書類の提出をお願いします。

なお、財政担当課及び市区町村担当課におかれましては、関係一部事務組合等へ周知願います。

#### 記

#### 1 対象となる金額

省令第2条第1号ロ及びハに該当する繰入金及び借入金(一部事務組合等における負担金又は補助金及び借入金)

#### 2 提出資料

- (1) 総務大臣宛て申請書
- (2) 「様式1(単独施行分)」又は「様式2(組合施行分)」
- (3) 金額を確認できる資料(決算書の写しなど)

#### 3 提出期限

令和7年9月18日(木)

※該当のない団体もその旨回答してください。

#### 4 その他

申請に当たっては、一斉通知・調査システムに提出資料を添付して回答してください。

担 当 : 収益事業係 桂川  
T E L : 03-5253-5629 (直通)  
E-mail : s.katsuragawa@soumu.go.jp